

# 介護老人保健施設 青葉の丘

## 重要事項説明書

### 1. 法人及び施設の概要

#### (1) 法人の概要

- ① 名 称 : 医療法人社団 白寿会
- ② 所 在 地 : 東京都世田谷区等々力4丁目7番16号 石井ビル1階
- ③ 代 表 者 : 理事長 和田 博美
- ④ 電 話 番 号 : 03-3705-1003
- ⑤ F A X 番 号 : 03-3705-1902

#### (2) 施設の概要

- ① 名 称 : 介護老人保健施設 青葉の丘
- ② 所 在 地 : 神奈川県横浜市青葉区元石川町6568
- ③ 開設年月日 : 平成14年3月1日
- ④ 代 表 者 : 施設長 河西 紀昭
- ⑤ 電 話 番 号 : 045-904-2255
- ⑥ F A X 番 号 : 045-904-1511
- ⑦ 介護保険指定番号 : 1453780012

### 2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### 〔介護老人保健施設青葉の丘運営方針〕

- (1) 明るく家庭的な雰囲気の中で、介護が必要なご利用者が、楽しく、有意義な生活を過ごせるよう支援していきます。
- (2) お一人おひとりの個性や生活環境等に合わせた看護、介護、リハビリテーションを提供することで、ご利用者の自立を支援いたします。
- (3) 高齢者を通じて、地域の方々にも開かれた施設を目指していきます。

### 3. 施設の職員体制

| 職員の職種    | 人数 | 常勤（人） |    | 非常勤（人） |    | 常勤換算<br>人数 | 業務・職務内容                                                                                        |
|----------|----|-------|----|--------|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |    | 専従    | 兼務 | 専従     | 兼務 |            |                                                                                                |
| 施設長（医師）  | 1  |       | 1  |        |    | 1.0        | 施設を管理運営、職員全体の指導監督                                                                              |
| 医師（施設長含） | 5  |       | 1  |        | 4  | 1.3        | 利用者の健康管理、診察、医療業務、保健衛生上に関する助言、協力病院との連携                                                          |
| 介護職員     | 43 | 36    |    | 7      |    | 38.0       | 送迎介助、日常生活介助、利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護・看護、診察の補助、医療行為、保健衛生に関する助言と相談、介護に関する助言と相談 |
| 看護職員     | 23 | 11    |    | 11     | 1  | 15.0       |                                                                                                |
| 理学療法士    | 4  |       | 4  |        |    | 2.4        | リハビリ業務全般、生活動作能力等を把握し、機能維持、回復訓練や生活動作の回復への助言、リハビリ計画書の作成                                          |
| 作業療法士    | 2  |       | 2  |        |    | 1.6        |                                                                                                |
| 言語聴覚士    | 2  |       | 1  |        | 1  | 1.0        |                                                                                                |
| 支援相談員    | 3  | 3     |    |        |    | 3.0        | 家族関係機関との連携、入退所前後の相談、入所生活上の相談等、苦情対応、市区町村との連携等                                                   |
| 介護支援専門員  | 4  | 2     | 2  |        |    | 2.5        | ケアプランの作成、市区町村との連携等、入所生活上の相談                                                                    |
| 管理栄養士    | 1  |       | 1  |        |    | 1.0        | 献立作成、栄養量計算のチェック、栄養管理、食生活の指導・助言、栄養計画の作成                                                         |
| 薬剤師      |    |       |    | 2      |    | 0.4        | 医師の指導による薬剤調合と服薬指導・助言                                                                           |
| その他      | 6  | 1     |    | 5      |    | 2.5        | 配置基準職種等サポート                                                                                    |
| 事務・運転員   | 9  |       | 4  |        | 5  | 7.0        | 保険請求、庶務、一般事務・送迎業務等                                                                             |

### 4. 入所定員等

|     |                                          |  |  |
|-----|------------------------------------------|--|--|
| 定員  | 125名（うち認知症専門棟50名）                        |  |  |
| 療養室 | 個室13室【うち従来型個室7室】 2人室22室【多床室】 4人室17室【多床室】 |  |  |

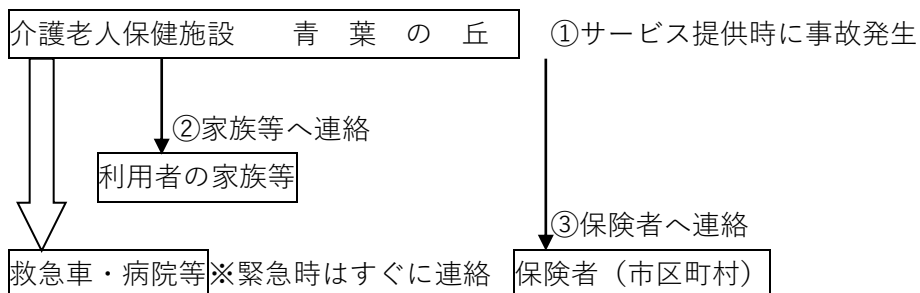
## 5. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション介護計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - ・ 朝食 午前 8時から
  - ・ おやつ 午後 3時から
  - ・ 昼食 正午 12時から
  - ・ 夕食 午後 6時から
- ⑤ 入浴サービス
  - ・ 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭などになる場合があります。
- ⑥ 口腔ケア
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護サービス（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 生活指導・相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア、マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月 2 回実施します）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス
  - ・ 何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 6. 事故発生時の対応

入所利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



## 7. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。協力病院は以下の通りです。

|                      |       |                                 |
|----------------------|-------|---------------------------------|
| 協力医療機関<br>(協力歯科医療機関) | 名 称   | たま日吉台病院                         |
|                      | 所 在 地 | 川崎市麻生区王禅寺 1 1 0 5 番地            |
|                      | 名 称   | 松田クリニック                         |
|                      | 所 在 地 | 横浜市青葉区美しが丘西 2 丁目 6 番 3 号        |
|                      | 名 称   | わたぎ歯科医院                         |
|                      | 所 在 地 | 横浜市青葉区すすき野 3 - 7 - 2 プロスペールすすき野 |
|                      | 名 称   | 横浜新都市脳神経外科病院                    |
|                      | 所 在 地 | 横浜市青葉区荏田町 4 3 3 番地              |
|                      | 名 称   | 青葉さわい病院                         |
|                      | 所 在 地 | 横浜市青葉区元石川町 4 3 0 0 番地           |
|                      | 名 称   | 横浜総合病院                          |
|                      | 所 在 地 | 横浜市青葉区鉄町 2 2 0 1 - 5            |

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「契約書・重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

## 8. 施設利用に当たっての留意事項

### (1) 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理サービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは原則ご遠慮頂いております。

### (2) 面会

ご家族の方は可能な限り、利用者をお訪ね下さい。ご家族の励ましはリハビリテーションに効果的です。

- ・ 面会時間 午前 9 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

※ 正面玄関開錠時間

平日 午前 9 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

土日祝 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分

※ 上記時間以外に出入りが必要な場合には夜間通用口をご利用下さい。インターホンにて対応致します。時間帯（早朝・夜間）によっては、最小人員で勤務しており、ご利用者優先の行動をとっております関係で、対応が遅くなる場合があります。ご迷惑お掛けしますがご理解の程、よろしくお願い致します。

※感染拡大防止措置等を講じているなど、平時対応と異なる場合は別途通知いたします。

- ・ 面会に来られた方はサービスステーション前の面会簿に必ずご記入下さい。
- ・ 飲食物を持参される場合はサービスステーション（職員）に了解を得るようお願い致します。（原則的には御遠慮下さい。許可を受けた場合も少量にてお願いします。）

(3) 消灯時間 午後9時00分

(4) 外出・外泊

外出、外泊を希望される方は、事前に所定の用紙に記入の上必ずサービスステーションに申し出て下さい。また外泊される方は、医師の診察が必要となりますので外泊日の7日前までに職員に申し出て下さい。

(5) 外出時等の施設外での受診

外出、外泊中の病院、診療所での受診は原則的には出来ません。他科受診の必要性につきましては、ご相談の上判断をいたしますので、事前に職員（相談員等）までご連絡下さい。

(6) 飲酒・喫煙 施設内での飲酒・喫煙につきましては禁止いたします。

(7) 洗濯物

衣類の洗濯、補充、入れ換えは原則としてご家族にてお願いしております。クリーニング業者への委託も可能ですので、ご希望の方は1階事務室までお問い合わせ下さい。

(8) 火気の取扱い 施設内での火気の取扱いにつきましては禁止いたします。

(9) 設備・備品の利用 許可なき利用を禁止いたします。

(10) 所持品・備品等の持ち込み 別紙参照の上持参下さい。

(11) 金銭・貴重品の管理 原則として持込禁止といたします。

(12) ペットの持ち込みは、原則として禁止いたします。

(13) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

## 9. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事務部職員を充てる。

(2) 防火責任者及び火元責任者には、各フロア担当者を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。防火教育内容は、概ね次に挙げるものとする。消防計画について・職員等が守るべき事項・火災発生時及び地震発生時の対応について・その他火災予防上必要な事項について、採用時とその後必要の都度防災教育を行い、消火訓練年2回以上、避難訓練年2回以上（うち一回は夜間を想定した訓練）、通報訓練年2回以上実施をする。

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 10. 要望又は苦情・相談体制

- (1) 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情がある場合には当施設、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
  - (2) 当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
  - (3) 当施設は、利用者及び扶養者が苦情申し出等をおこなったことを理由として、何らの不利益な取扱いもいたしません。
  - (4) 当施設には支援相談の専門員として支援相談員、又は看護職員、介護職員、医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話：045-904-2255) 要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|         |       |                   |
|---------|-------|-------------------|
| 施設の相談窓口 | 相談員   | 野田 昌良・佐橋 香苗・菅野 衣美 |
|         | 電話番号  | 045-904-2255      |
|         | FAX番号 | 045-904-1511      |
|         | 対応時間  | 09:00 ～ 17:30     |
| 苦情解決責任者 | 施設長   | 河西 紀昭             |
|         | 電話番号  | 045-904-2255      |
|         | FAX番号 | 045-904-1511      |
|         | 対応時間  | 09:00 ～ 17:30     |

② 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

|       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 市町村窓口 | 名称    | 横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）  |
|       | 所在地   | 〒231-0005<br>横浜市中区本町6-50-10 |
|       | 電話番号  | 045-263-8084                |
|       | FAX番号 | 045-550-3615                |
|       | 対応時間  | 09:00 ～ 17:00               |
|       | 名称    | 横浜市青葉区高齢障害支援課               |
|       | 所在地   | 〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4    |
|       | 電話番号  | 045-978-2444                |
| 国保連窓口 | FAX番号 | 045-978-2416                |
|       | 対応時間  | 09:00 ～ 17:00               |
|       | 名称    | 神奈川県国民健康保険団体連合会             |
|       | 所在地   | 〒220-0003 横浜市西区楠木27-1       |
|       | 電話番号  | 045-329-3447                |
|       | 電話番号  | 0570-022110（苦情専用）           |
|       | FAX番号 | 0570-033110                 |
|       | 対応時間  | 09:00 ～ 17:00               |

## 11. 職員の服務規律

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持します。利用者に対しては、人格を尊重し丁寧に対応します。

## 12. 職員の研修

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。施設内研修の場を設け、職員全体の共通認識を深めることに努力します。

## 13. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び保証人（連帯保証人）、ご親族等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 14. その他

### （1） 継続判定会・入院について

- ・ 3ヶ月ごとに継続判定会を行います。退所判定になった場合には在宅復帰に向けて、フォローアップいたします。
- ・ 入院された場合は、一時退所となり 2 週間ベッドを空けてお待ちします。2 週間以上の入院につきましては、他の利用者をご案内いたします。再度入所希望される方は、1 番最初の待機になります。

### （2） 介護保険証の確認

ご利用の申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### （3） 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭にお帰りいただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人（ご家族等）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

### （4） 秘密の保持等

- ・ 当施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないようにします。
- ・ 当施設は、居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入所者又は保証人（ご家族等）の同意を得ることとします。

### （5） その他事項

- ・ サービス従事者に対するお贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。
- ・ 居室変更については、介護・看護上の便宜、又は、利用者様の容態の変化により居室変更を行うことがあります。

## 15. 支払い方法

請求書及び前々月の領収書を、毎月15日までに発行、送付させていただきます。当該合計額をその月の27日までにお支払い下さい。(毎月1日～末日分までの介護保険1～3割負担分及び自己負担分を翌月27日お支払いいただくことになります)

### (1) 入所期間中・初回支払について

- ・ お支払方法は、口座振替となります。指定口座に引落日前日までにご入金下さい。
- ・ 入所日より初回のお支払いは、お振込又は窓口支払いをお願いする場合があります。  
お振込の場合振込手数料はご負担いただくことになります。

### (2) 退所後の支払いについて

退所日当日の精算は、国保連への介護保険請求等の関係や自己負担サービス分の確認を行う為出来ません。よって退所月の翌月15日には入所期間中同様請求書を送付させていただきます。期日までにお支払いいただきますようお願いいたします。

### (3) 要介護区分変更申請中のお支払いについて

請求額算定の段階で、区分が確定していない場合は、区分確定次第請求をさせていただくところですが、お振込手続きなどの負担軽減の為、次月に2か月分をまとめて請求(引き落とし)させていただく事もできます(請求担当者よりご連絡差し上げます)ただし、以前に1か月以上の支払い遅延があった場合においては、請求確定後、速やかにお振込又は窓口にてお支払いいただきます。

## 16. 介護保険サービス費

### (1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。下記には認知症ケア加算（認知専門棟入所者で対象者）が含まれます。

（1日あたりの「強化型老健」基本料金・利用者負担1割分）

| 介護度  | 一般棟    |            | 認知症専門棟<br>(※1) |
|------|--------|------------|----------------|
|      | 個室     | 多床室（2人・4人） |                |
| 要介護1 | 845円   | 934円       | 1,016円         |
| 要介護2 | 926円   | 1,016円     | 1,098円         |
| 要介護3 | 995円   | 1,087円     | 1,169円         |
| 要介護4 | 1,056円 | 1,150円     | 1,232円         |
| 要介護5 | 1,115円 | 1,206円     | 1,288円         |

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、82円が加算されます。（上記金額は含まれております）

（1日あたりの「加算型老健」基本料金・利用者負担1割分）

| 介護度  | 一般棟    |            | 認知症専門棟<br>(※1) |
|------|--------|------------|----------------|
|      | 個室     | 多床室（2人・4人） |                |
| 要介護1 | 769円   | 850円       | 932円           |
| 要介護2 | 818円   | 904円       | 986円           |
| 要介護3 | 888円   | 974円       | 1,056円         |
| 要介護4 | 947円   | 1,031円     | 1,113円         |
| 要介護5 | 1,000円 | 1,085円     | 1,167円         |

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、82円が加算されます。（上記金額は含まれております）

施設類型区分は要件や体制状況等により変更（強化型⇄加算型）することがあります。

該当の施設類型区分により、上記料金の変更がございます。

### (2) 加算項目

（1日あたりの基本料金・利用者負担1割分）

| 項目           | 金額（×利用日数） | 備考                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄養マネジメント強化加算 | 12円／日     | 常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たり、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。 |
| 夜勤職員配置加算     | 26円／日     | 入所者数（短期入所利用者含）が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置していること。2名を超えて配置していること。                                                                                                                                                                    |

|                     |        |                                                                                                           |
|---------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅰ） | 24 円／日 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。勤続 10 年以上介護福祉士が 35%以上であること。サービスの質の向上に資する取組を実施していること。            |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅱ） | 20 円／日 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。                                                                |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅲ） | 7 円／日  | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。常勤職員が 75%以上であること。勤続 7 年以上が 30%以上であること。                          |
| 認知症ケア加算（※1）         | 82 円／日 | 日常生活自立度判定基準にいう、ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴに該当し認知症専門棟における処遇が適切で、日中は 10 人に対し常時 1 人以上、夜間及び深夜には 20 人に 1 人以上の看護職員又は介護職員を配置していること。 |

### （３） その他加算項目

| 項目                      | 金額（×利用日数）（×回数） | 備考                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初期加算（Ⅰ）                 | 65 円／日         | 当該施設の空床情報の定期的な情報共有等を行うとともに、入院日から一定期間内に医療機関を退院した方を受け入れた場合、入所日から 30 日間。                                                                                                                          |
| 初期加算（Ⅱ）                 | 33 円／日         | 入所日から 30 日間。                                                                                                                                                                                   |
| 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）    | 277 円／日        | （Ⅱ）の要件に加え、入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に算定。                                                                                                 |
| 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）    | 215 円／日        | 入所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを行った場合に算定。                                                                                                                             |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） | 258 円／日        | （Ⅱ）の要件に加え、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合に算定。                                                                                                              |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） | 129 円／日        | 認知症と医師が判断して、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると判断された場合、入所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを個別に行った場合に 1 週に 3 回を限度として算定。                                                                 |
| 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）           | 483 円／回        | 入所期間が 1 か月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設計画サービスの策定及び診療方針の決定を行った場合入所中 1 回を限度に算定。退所後、その居宅でなく他の社会福祉施設であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も同様に算定。 |
| 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）           | 515 円／回        | 入所期間が 1 か月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設計画サービスの策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合入所中 1 回を限度に算定。                                         |

|                        |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経口移行加算                 | 30 円／日             | <p>①医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他職種が共同して経口移行計画を作成している場合で、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に、計画作成日から180日以内の期間に限り算定する。</p> <p>②管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事摂取を進めるための栄養管理が180日超期間であっても、経口による食事の摂取が一部可能な場合で、医師の指示に基づき継続して経口による食事摂取を進めるための栄養管理が必要とされた場合には引き続き算定できる。</p>                                                          |
| 経口維持加算（Ⅰ）<br>経口維持加算（Ⅱ） | 429 円／月<br>108 円／月 | <p>経口維持加算（Ⅰ）については、経口により食事を摂取する者であって、摂取機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行なった場合、1月につき算定。経口維持加算（Ⅱ）については、当該施設等が協力歯科医療機関を定めている場合であり、食事の観察及び会議等に、医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わった場合に算定。</p> |
| 口腔衛生管理加算（Ⅰ）            | 97 円／月             | <p>口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、管理を計画的に行うこと。Ⅱは、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 口腔衛生管理加算（Ⅱ）            | 118 円／月            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 療養食加算                  | 7 円／回              | <p>医師の指示箋に基づく療養食（厚生労働省が定める療養食）を提供した場合。経口移行加算、経口維持加算との併算定が可能。1日に3食限度。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 再入所時栄養連携加算             | 215 円／回            | <p>介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 外泊時費用                  | 388 円／日×外泊算定日数     | <p>居宅に外泊された場合1カ月に6日を限度に算定。外泊の初日及びお帰りの日は算定しない。ただし、居住費については算定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 外泊時在宅サービス利用費用          | 858 円／日×外泊算定日数     | <p>入所者が外泊時に、施設より在宅サービスを提供した場合。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 緊急時治療管理                | 556 円／日            | <p>緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行なった場合に、1月に1回、連続する3日を限度に算定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 所定疾患施設療養費（Ⅰ）           | 257 円／日            | <p>「肺炎」「尿路感染症」「带状疱疹」「蜂窩織炎」「慢性心不全の増悪」について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1月に1回、連続して7日を限度に算定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 所定疾患施設療養費（Ⅱ）           | 515 円／日            | <p>診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。算定開始年度の翌年度以降において、前年度における投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。医師が感染症対策に関する研修を受講していること。1月に1回、連続して10日を限度に算定する。</p>                                                                                                                                                                                                 |

|                        |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協力医療機関連携<br>加算（Ⅰ）      | （令和 6 年度）<br>108 円／月<br><br>（令和 7 年度～）<br>54 円／月 | （Ⅱ）の要件に加え、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。                                                    |
| 協力医療機関連携<br>加算（Ⅱ）      | 6 円／日                                            | 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定。                                                                                                                                                                                      |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算（Ⅰ）イ | 150 円/回                                          | 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、当該入所者へ入所 1 月以内に、かかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し合意を得ていること。入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に、処方する内服薬の変更の経緯及び変更後の状態について退所時又は退所後 1 月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合に算定。                                                 |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算（Ⅰ）ロ | 75 円/回                                           | 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、処方する内服薬の変更の経緯及び変更後の状態について退所時又は退所後 1 月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合に算定。                                                                                  |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算（Ⅱ）  | 258 円/回                                          | （Ⅰ）を算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。                                                                                                                                                                              |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算（Ⅲ）  | 108 円/回                                          | （Ⅰ）（Ⅱ）を算定しており、6 種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、医師が、内服薬の種類を 1 種類以上減少させること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ 1 種類以上減少していること。                                                                                                        |
| 高齢者施設等感染対策<br>向上加算（Ⅰ）  | 11 円/月                                           | 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築している場合に算定。                                                                                                                                                                                                   |
| 高齢者施設等感染対策<br>向上加算（Ⅱ）  | 6 円/月                                            | （Ⅰ）の要件及び、診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定。                                                                                                                                                       |
| 新興感染症等施設<br>療養費        | 258 円/回                                          | 入所者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に 1 月に 1 回、5 日を限度として算定。                                                                                                                   |
| 排せつ支援加算（Ⅰ）             | 11 円/月                                           | 排泄に介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減に見込みについて、医師又は看護師が施設入所時等に評価するとともに、6 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。その評価に基づき、3 月に 1 回、支援計画を見直していること。 |
| 排せつ支援加算（Ⅱ）             | 16 円/月                                           | 適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。                                                                                                                                      |

|                          |         |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排せつ支援加算(Ⅲ)               | 22 円/月  | 適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。                                                                                                                                   |
| 認知症チームケア<br>推進加算（Ⅰ）      | 161 円/月 | （Ⅱ）の要件に加え、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合に算定。                                                                                                                            |
| 認知症チームケア<br>推進加算（Ⅱ）      | 129 円/月 | 認知症の方に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に算定。                                                                                                                                                              |
| 褥瘡マネジメント<br>加算(Ⅰ)        | 4 円/月   | 褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、3 月に 1 回評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用していること。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師等が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施するとともに管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。3 月に 1 回褥瘡ケア計画を見直していること。                                  |
| 褥瘡マネジメント<br>加算(Ⅱ)        | 14 円/月  | 施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。                                                                                                                                                                                             |
| リハビリマネジメント<br>計画書情報加算（Ⅰ） | 57 円/月  | （Ⅱ）の要件に加え、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。                                                                                                                                                                                                  |
| リハビリマネジメント<br>計画書情報加算（Ⅱ） | 36 円/月  | 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。                                                                                              |
| 自立支援促進加算                 | 322 円/月 | 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、6 月に 1 回、医学的評価の見直しを行い、支援計画等の策定等に参加していること。評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者ごとに、医師等が共同して支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。医学的評価に基づき、3 月に 1 回、入所者ごとに支援計画を見直していること。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 |
| 生産性向上推進体制<br>加算（Ⅰ）       | 108 円/月 | （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されており、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。                                                                                                                                                                            |
| 生産性向上推進体制<br>加算（Ⅱ）       | 11 円/月  | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している場合に算定。                                                                                                                |
| 科学的介護推進体制<br>加算(Ⅰ)       | 43 円/月  | 入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（Ⅱでは、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの情報に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。                                                                            |
| 科学的介護推進体制<br>加算(Ⅱ)       | 65 円/月  |                                                                                                                                                                                                                                                |

|                 |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全対策体制加算        | 22 円/回           | 事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、外部の研修を受けた担当者が設置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 安全管理体制未実施減算     | ▲6 円/日           | 運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 業務継続計画未策定減算     | 総単位数 ×<br>▲0.03% | 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に減算。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算  | 総単位数 ×<br>▲0.01% | 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地域連携診療計画情報提供加算  | 322 円/回          | 医療機関で地域連携診療計画管理用又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して退院した入所者に、医療機関が作成した診療計画に基づき入所者の治療を実施し、入所者の同意を得て、退院した翌月までに医療機関に診療情報を文書により提供した場合に 1 回を限度に算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ | 55 円/日           | 算定日が属する月の前 6 ヶ月間において当施設より退所した利用者の総数（施設内で死亡した者を除く）のうち、在宅において介護を受ける事になった利用者（入所期間が 1 ヶ月を超える利用者に限る）の割合が 100 分の 30 を超えている場合で、なおかつ、30.4 を入所者の平均在所日数で除して得た数が 0.05 以上であること。利用者の退所した日から起算して 30 日以内（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以内）に、居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業所からの情報提供を受ける事により、当該退所者の在宅における生活が 1 月以上（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以上）の期間継続する見込みであることを確認し、記録している場合に算定される。また、利用者の家族との連携調整を行っている事。利用者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、利用者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用を行っている事。在宅復帰・在宅療養支援等指標が 20 以上であること。 |
| 在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ | 55 円/日           | 算定日が属する月の前 6 ヶ月間において当施設より退所した利用者の総数（施設内で死亡した者を除く）のうち、在宅において介護を受ける事になった利用者（入所期間が 1 ヶ月を超える利用者に限る）の割合が 100 分の 30 を超えている場合で、なおかつ、30.4 を入所者の平均在所日数で除して得た数が 0.05 以上であること。利用者の退所した日から起算して 30 日以内（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以内）に、居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業所からの情報提供を受ける事により、当該退所者の在宅における生活が 1 月以上（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以上）の期間継続する見込みであることを確認し、記録している場合に算定される。また、利用者の家族との連携調整を行っている事。利用者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、利用者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用を行っている事。在宅復帰・在宅療養支援等指標が 70 以上であること。 |
| 試行的退所時指導加算      | 429 円/回          | ①入所期間が 1 ヶ月を超える利用者が退所しその居宅における療養を継続する場合、利用者の退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者一人につき 1 回を限度として算定する。<br>②退所が見込まれる入所期間が 1 ヶ月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合に、その利用者の試行的退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 ヶ月間に限り、入所者一人につき 1 月 1 回を限度として算定する。                                                                                                                                                                                                          |

|              |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退所時情報提供加算(Ⅰ) | 536 円／回                                                                                                          | 入所期間が1ヶ月を超える利用者が退所し、その居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に、利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文書を添えて、利用者の紹介を行った場合に、1回に限り算定する。                                                                                                                                                                                                   |
| 退所時情報提供加算(Ⅱ) | 268 円／回                                                                                                          | 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の診療状況を示す情報を提供した場合に、1回に限り算定する。                                                                                                                                                                                                                   |
| 入退所前連携加算(Ⅰ)  | 644 円／回                                                                                                          | 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。<br>入所期間が1月を超え、退所し居宅サービス等を利用する場合、退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。                                                               |
| 入退所前連携加算(Ⅱ)  | 429 円／回                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 訪問看護指示加算     | 322 円／回                                                                                                          | 医師が診療に基づき指定訪問看護が必要と認め、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に、1回に限り算定する。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ターミナル加算      | 死亡日以前<br>31日前～45日<br>前 78 円／日<br>死亡日以前<br>4日前～30日前<br>172 円／日<br>死亡日以前<br>前日及び前々日<br>976 円／日<br>死亡日<br>2,037 円／日 | 入所者が次のいずれにも該当する場合算定できる。<br>①医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること。<br>②入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されていること。<br>③医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族等の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルが行われている事。                                                                                                                         |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 4 円／日                                                                                                            | ①当該施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という）の占める割合が2分の1以上であること。<br>②認知症介護に係る専門的な研修を終了しているものを、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している事。<br>③当該施設において、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している事。 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 5 円／日                                                                                                            | ①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準にいずれも適合している事。<br>②認知症介護の指導にかかわる専門的な研修を終了しているものを認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に加え1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している事。<br>③当該施設における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している事。                                                                                                                      |

|                      |                |                                                                                                                                         |
|----------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症行動・心理症状<br>緊急対応加算 | 215 円／日        | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、入所日から起算して 7 日を限度に算定する。                                                     |
| 認知症情報提供加算            | 376 円／回        | 過去に認知症の原因疾患に関する確定診断をうけていない、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者又はその家族の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関に紹介を行なった場合に、入所者 1 人につき入所期間中 1 回算定する。 |
| 若年性認知症入所者<br>受入加算    | 129 円／日        | 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を決め、その者を中心に、当該者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定。                                                                       |
| 介護職員等処遇改善<br>加算（Ⅰイ）  | 所定単位数×<br>9.0% | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士 30%以上を配置していること。（Ⅰロ）については令和 8 年度特例要件を満たすこと。                                        |
| 介護職員等処遇改善<br>加算（Ⅰロ）  | 所定単位数×<br>9.7% |                                                                                                                                         |
| 介護職員等処遇改善<br>加算（Ⅱイ）  | 所定単位数×<br>8.6% | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上いること。（Ⅱロ）については令和 8 年度特例要件を満たすこと。                                |
| 介護職員等処遇改善<br>加算（Ⅱロ）  | 所定単位数×<br>9.3% |                                                                                                                                         |
| 介護職員等処遇改善<br>加算（Ⅲ）   | 所定単位数×<br>6.9% | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。                                                          |
| 介護職員等処遇改善<br>加算（Ⅳ）   | 所定単位数×<br>5.9% | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。                                                         |

## 16. 介護保険サービス費

### (1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。下記には認知症ケア加算（認知専門棟入所者で対象者）が含まれます。

（1日あたりの「強化型老健」基本料金・利用者負担2割分/【 】は利用者負担3割分）

| 介 護 度 | 一 般 棟             |                   | 認知症専門棟<br>(※1)    |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
|       | 個 室               | 多床室 (2人・4人)       |                   |
| 要介護1  | 1,690 円 【2,535 円】 | 1,868 円 【2,802 円】 | 2,031 円 【3,047 円】 |
| 要介護2  | 1,851 円 【2,776 円】 | 2,031 円 【3,046 円】 | 2,194 円 【3,291 円】 |
| 要介護3  | 1,990 円 【2,985 円】 | 2,174 円 【3,261 円】 | 2,337 円 【3,506 円】 |
| 要介護4  | 2,112 円 【3,168 円】 | 2,299 円 【3,448 円】 | 2,462 円 【3,693 円】 |
| 要介護5  | 2,230 円 【3,345 円】 | 2,412 円 【3,618 円】 | 2,575 円 【3,863 円】 |

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、163 円 【245 円】が加算されます。  
（上記金額は含まれております）

（1日あたりの「加算型老健」基本料金・利用者負担2割分/【 】は利用者負担3割分）

| 介 護 度 | 一 般 棟             |                   | 認知症専門棟<br>(※1)    |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
|       | 個 室               | 多床室 (2人・4人)       |                   |
| 要介護1  | 1,538 円 【2,306 円】 | 1,700 円 【2,550 円】 | 1,863 円 【2,795 円】 |
| 要介護2  | 1,636 円 【2,454 円】 | 1,808 円 【2,711 円】 | 1,971 円 【2,956 円】 |
| 要介護3  | 1,776 円 【2,663 円】 | 1,947 円 【2,920 円】 | 2,110 円 【3,165 円】 |
| 要介護4  | 1,893 円 【2,840 円】 | 2,061 円 【3,091 円】 | 2,224 円 【3,336 円】 |
| 要介護5  | 1,999 円 【2,998 円】 | 2,170 円 【3,255 円】 | 2,333 円 【3,500 円】 |

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、163 円 【245 円】が加算されます。  
（上記金額は含まれております）

施設類型区分は要件や体制状況等により変更（強化型⇔加算型）することがあります。

該当の施設類型区分により、上記料金の変更がございます。

### (2) 加算項目 （1日あたりの基本料金・利用者負担2割分/【 】は利用者負担3割分）

| 項 目              | 金額 (×利用日数)         | 備考                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄養マネジメント<br>強化加算 | 24 円/日<br>【36 円/日】 | 常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たり、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。 |
| 夜勤職員配置加算         | 52 円/日<br>【78 円/日】 | 入所者数（短期入所利用者含）が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置していること。2名を超えて配置していること。                                                                                                                                                                    |

|                     |                      |                                                                                                           |
|---------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅰ） | 47 円／日<br>【71 円／日】   | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。勤続 10 年以上介護福祉士が 35%以上であること。サービスの質の向上に資する取組を実施していること。            |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅱ） | 39 円／日<br>【58 円／日】   | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。                                                                |
| サービス提供体制<br>強化加算（Ⅲ） | 13 円／日<br>【20 円／日】   | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。常勤職員が 75%以上であること。勤続 7 年以上が 30%以上であること。                          |
| 認知症ケア加算（※1）         | 163 円／日<br>【245 円／日】 | 日常生活自立度判定基準にいう、ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴに該当し認知症専門棟における処遇が適切で、日中は 10 人に対し常時 1 人以上、夜間及び深夜には 20 人に 1 人以上の看護職員又は介護職員を配置していること。 |

### （３） その他加算項目

| 項目                      | 金額（×利用日数）（×回数）           | 備考                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初期加算（Ⅰ）                 | 129 円／日【193 円／日】         | 当該施設の空床情報の定期的な情報共有等を行うとともに、入院日から一定期間内に医療機関を退院した方を受け入れた場合、入所日から 30 日間。                                                                                                                          |
| 初期加算（Ⅱ）                 | 65 円／日<br>【97 円／日】       | 入所日から 30 日間。                                                                                                                                                                                   |
| 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）    | 553 円／日【830 円／日】         | （Ⅱ）の要件に加え、入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に算定。                                                                                                 |
| 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）    | 429 円／日<br>【644 円／日】     | 入所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを行った場合に算定。                                                                                                                             |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） | 515 円／日<br>【772 円／日】     | （Ⅱ）の要件に加え、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合に算定。                                                                                                              |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） | 258 円／日<br>【386 円／日】     | 認知症と医師が判断して、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると判断された場合、入所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを個別に行った場合に 1 週に 3 回を限度として算定。                                                                 |
| 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）           | 965 円／回<br>【1,448 円／回】   | 入所期間が 1 か月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設計画サービスの策定及び診療方針の決定を行った場合入所中 1 回を限度に算定。退所後、その居宅でなく他の社会福祉施設であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も同様に算定。 |
| 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）           | 1,029 円／回<br>【1,544 円／回】 | 入所期間が 1 か月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設計画サービスの策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合入所中 1 回を限度に算定。                                         |

|                            |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経口移行加算                     | 60 円／日<br>【90 円／日】                                 | ①医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他職種が共同して経口移行計画を作成している場合で、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に、計画作成日から180 日以内の期間に限り算定する。<br>②管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事摂取を進めるための栄養管理が180 日超期間であっても、経口による食事の摂取が一部可能な場合で、医師の指示に基づき継続して経口による食事摂取を進めるための栄養管理が必要とされた場合には、引き続き算定できる。                                                             |
| 経口維持加算（Ⅰ）<br><br>経口維持加算（Ⅱ） | 858 円／月<br>【1,287 円／月】<br><br>215 円／月<br>【322 円／月】 | 経口維持加算（Ⅰ）については、経口により食事を摂取する者であって、摂取機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行なった場合、1 月につき算定。経口維持加算（Ⅱ）については、当該施設等が協力歯科医療機関を定めている場合であり、食事の観察及び会議等に、医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1 名以上が加わった場合に算定。 |
| 口腔衛生管理加算（Ⅰ）                | 193 円／月<br>【290 円／月】                               | 口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、管理を計画的に行うこと。Ⅱは、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。                                                                                                                                                                                                                           |
| 口腔衛生管理加算（Ⅱ）                | 236 円／月<br>【354 円／月】                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 療養食加算                      | 13 円／回<br>【20 円／回】                                 | 医師の指示箋に基づく療養食（厚生労働省が定める療養食）を提供した場合。経口移行加算、経口維持加算との併算定が可能。1 日に3 食限度。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 再入所時栄養連携加算                 | 429 円／回<br>【644 円／回】                               | 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定。                                                                                                                                                                                                                                |
| 外泊時費用                      | 776 円【1,164 円】／日×外泊算定日数                            | 居宅に外泊された場合1 カ月に6 日を限度に算定。外泊の初日及びお帰りの日は算定しない。ただし、居住費については算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 外泊時在宅サービス利用費用              | 1,716 円【2,573 円】／日×外泊算定日数                          | 入所者が外泊時に、施設より在宅サービスを提供した場合。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 緊急時治療管理                    | 1,111 円／日<br>【1,666 円／日】                           | 緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行なった場合に、1 月に1 回、連続する3 日を限度に算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 所定疾患施設療養費（Ⅰ）               | 513 円／日<br>【769 円／日】                               | 「肺炎」「尿路感染症」「带状疱疹」「蜂窩織炎」「慢性心不全の増悪」について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1 月に1 回、連続して7 日を限度に算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                        |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所定疾患施設療養費(Ⅱ)           | 1,029 円／日<br>【1,544 円／日】                                                | 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。算定開始年度の翌年度以降において、前年度における投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。医師が感染症対策に関する研修を受講していること。1 月に 1 回、連続して 10 日を限度に算定する。                                                                                     |
| 協力医療機関連携<br>加算(Ⅰ)      | (令和 6 年度)<br>215 円／月<br>【322 円／月】<br>(令和 7 年度～)<br>108 円／月<br>【161 円／月】 | (Ⅱ)の要件に加え、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。                                                    |
| 協力医療機関連携<br>加算(Ⅱ)      | 11 円／月<br>【16 円／月】                                                      | 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定。                                                                                                                                                                                      |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算(Ⅰ)イ | 300 円／回<br>【450 円／回】                                                    | 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、当該入所者へ入所 1 月以内に、かかりつけ医に状況に応じて処方の変更する可能性があることについて説明し合意を得ていること。入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に、処方する内服薬の変更の経緯及び変更後の状態について退所時又は退所後 1 月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合に算定。                                                   |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算(Ⅰ)ロ | 150 円／回<br>【225 円／回】                                                    | 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、処方する内服薬の変更の経緯及び変更後の状態について退所時又は退所後 1 月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合に算定。                                                                                  |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算(Ⅱ)  | 515 円／回<br>【772 円／回】                                                    | (Ⅰ)を算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。                                                                                                                                                                              |
| かかりつけ医連携薬剤<br>調整加算(Ⅲ)  | 215 円／回<br>【322 円／回】                                                    | (Ⅰ)(Ⅱ)を算定しており、6 種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、医師が、内服薬の種類を 1 種類以上減少させること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ 1 種類以上減少していること。                                                                                                        |
| 高齢者施設等感染対策<br>向上加算(Ⅰ)  | 22 円／月<br>【33 円／月】                                                      | 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築している場合に算定。                                                                                                                                                                                                   |
| 高齢者施設等感染対策<br>向上加算(Ⅱ)  | 11 円／月<br>【16 円／月】                                                      | (Ⅰ)の要件及び、診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定。                                                                                                                                                       |
| 新興感染症等施設<br>療養費        | 515 円／回<br>【772 円／回】                                                    | 入所者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に 1 月に 1 回、5 日を限度として算定。                                                                                                                   |
| 排せつ支援加算(Ⅰ)             | 22 円／月<br>【33 円／月】                                                      | 排泄に介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減に見込みについて、医師又は看護師が施設入所時等に評価するとともに、6 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。その評価に基づき、3 月に 1 回、支援計画を見直していること。 |

|                          |                      |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排せつ支援加算(Ⅱ)               | 32 円／月<br>【48 円／月】   | 適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。                                                                                                                                    |
| 排せつ支援加算(Ⅲ)               | 43 円／月<br>【65 円／月】   | 適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。                                                                                                                                   |
| 認知症チームケア<br>推進加算（Ⅰ）      | 322 円／月<br>【483 円／月】 | （Ⅱ）の要件に加え、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合に算定。                                                                                                                            |
| 認知症チームケア<br>推進加算（Ⅱ）      | 258 円／月<br>【386 円／月】 | 認知症の方に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に算定。                                                                                                                                                              |
| 褥瘡マネジメント<br>加算(Ⅰ)        | 7 円／月<br>【10 円／月】    | 褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、3 月に 1 回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用していること。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施するとともに、管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。3 月に 1 回、褥瘡ケア計画を見直していること。                              |
| 褥瘡マネジメント<br>加算(Ⅱ)        | 28 円／月<br>【42 円／月】   | 施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。                                                                                                                                                                                             |
| リハビリマネジメント<br>計画書情報加算（Ⅰ） | 114 円／月<br>【171 円／月】 | （Ⅱ）の要件に加え、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。                                                                                                                                                                                                  |
| リハビリマネジメント<br>計画書情報加算（Ⅱ） | 71 円／月<br>【106 円／月】  | 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。                                                                                              |
| 自立支援促進加算                 | 644 円／月<br>【965 円／月】 | 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、6 月に 1 回、医学的評価の見直しを行い、支援計画等の策定等に参加していること。評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者ごとに、医師等が共同して支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。医学的評価に基づき、3 月に 1 回、入所者ごとに支援計画を見直していること。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 |
| 生産性向上推進体制<br>加算（Ⅰ）       | 215 円／月<br>【322 円／月】 | （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。                                                                                                                                                                          |
| 生産性向上推進体制<br>加算（Ⅱ）       | 22 円／月<br>【33 円／月】   | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している場合に算定。                                                                                                                |

|                     |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 科学的介護推進体制<br>加算(Ⅰ)  | 86 円／月<br>【129 円／月】  | 入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（Ⅱでは、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの情報に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 科学的介護推進体制<br>加算(Ⅱ)  | 129 円／月<br>【193 円／月】 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 安全対策体制加算            | 43 円／回<br>【65 円／回】   | 事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、外部の研修を受けた担当者が設置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 安全管理体制未実施<br>減算     | ▲11 円／日<br>【▲16 円／日】 | 運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 業務継続計画未策定<br>減算     | 総単位数 ×<br>▲0.03%     | 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に減算。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 高齢者虐待防止措置<br>未実施減算  | 総単位数 ×<br>▲0.01%     | 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地域連携診療計画情報<br>提供加算  | 644 円／回<br>【965 円／回】 | 医療機関で地域連携診療計画管理用又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して退院した入所者に、医療機関が作成した診療計画に基づき入所者の治療を実施し、入所者の同意を得て、退院した翌月までに医療機関に診療情報を文書により提供した場合に 1 回を限度に算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 在宅復帰在宅療養支援<br>機能加算Ⅰ | 110 円／日<br>【164 円／日】 | 算定日が属する月の前 6 ヶ月間において当施設より退所した利用者の総数（施設内で死亡した者を除く）のうち、在宅において介護を受ける事になった利用者（入所期間が 1 ヶ月を超える利用者に限る）の割合が 100 分の 30 を超えている場合で、なおかつ、30.4 を入所者の平均在所日数で除して得た数が 0.05 以上であること。利用者の退所した日から起算して 30 日以内（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以内）に、居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業所からの情報提供を受ける事により、当該退所者の在宅における生活が 1 月以上（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以上）の期間継続する見込みであることを確認し、記録している場合に算定される。また、利用者の家族との連携調整を行っている事。利用者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、利用者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用を行っている事。在宅復帰・在宅療養支援等指標が 20 以上であること。 |
| 在宅復帰在宅療養支援<br>機能加算Ⅱ | 110 円／日<br>【164 円／日】 | 算定日が属する月の前 6 ヶ月間において当施設より退所した利用者の総数（施設内で死亡した者を除く）のうち、在宅において介護を受ける事になった利用者（入所期間が 1 ヶ月を超える利用者に限る）の割合が 100 分の 30 を超えている場合で、なおかつ、30.4 を入所者の平均在所日数で除して得た数が 0.05 以上であること。利用者の退所した日から起算して 30 日以内（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以内）に、居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業所からの情報提供を受ける事により、当該退所者の在宅における生活が 1 月以上（要介護 4 又は 5 の場合にあっては 14 日以上）の期間継続する見込みであることを確認し、記録している場合に算定される。また、利用者の家族との連携調整を行っている事。利用者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、利用者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用を行っている事。在宅復帰・在宅療養支援等指標が 70 以上であること。 |

|              |                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試行的退所時指導加算   | 858 円／回<br>【1,287 円／回】                                                                                                                                                         | ①入所期間が 1 ヶ月を超える利用者が退所し、その居宅における療養を継続する場合、利用者の退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者一人につき 1 回を限度として算定する。<br>②退所が見込まれる入所期間が 1 ヶ月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合に、その利用者の試行的退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 ヶ月間に限り、入所者一人につき 1 月 1 回を限度として算定する。 |
| 退所時情報提供加算(Ⅰ) | 1,072 円／回<br>【1,608 円／回】                                                                                                                                                       | 入所期間が 1 ヶ月を超える利用者が退所し、その居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に、利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文書を添えて、利用者の紹介を行った場合に、1 回に限り算定する。                                                                                                                                                      |
| 退所時情報提供加算(Ⅱ) | 536 円／回<br>【804 円／回】                                                                                                                                                           | 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の診療状況を示す情報を提供した場合に、1 回に限り算定する。                                                                                                                                                                        |
| 退所時情報提供加算    | 1,072 円／回<br>【1,608 円／回】                                                                                                                                                       | 入所期間が 1 ヶ月を超える利用者が退所し、その居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に、利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文書を添えて、利用者の紹介を行った場合に、1 回に限り算定する。                                                                                                                                                      |
| 入退所前連携加算(Ⅰ)  | 1,287 円／回<br>【1,930 円／回】                                                                                                                                                       | 入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。入所期間が 1 月を超え、退所し居宅サービス等を利用する場合、退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。                   |
| 入退所前連携加算(Ⅱ)  | 858 円／回<br>【1,287 円／回】                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 訪問看護指示加算     | 644 円／回<br>【965 円／回】                                                                                                                                                           | 医師が診療に基づき指定訪問看護が必要と認め、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に、1 回に限り算定する。                                                                                                                                                                                                      |
| ターミナル加算      | 死亡日以前<br>31 日前～45 日前<br>155 円／日<br>【232 円／日】<br>死亡日以前<br>4 日前～30 日前<br>343 円／日<br>【515 円／日】<br>死亡日以前<br>前日及び前々日<br>1,951 円／日<br>【2,927 円／日】<br>死亡日<br>4,074 円／日<br>【6,111 円／日】 | 入所者が次のいずれにも該当する場合算定できる。<br>①医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること。<br>②入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されていること。<br>③医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族等の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルが行われている事。                                                                               |

|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ)         | 7 円／日<br>【10 円／日】      | <p>①当該施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という）の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>②認知症介護に係る専門的な研修を終了しているものを、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している事。</p> <p>③当該施設において、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している事。</p> |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ)         | 9 円／日<br>【13 円／日】      | <p>①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準にいずれも適合している事。</p> <p>②認知症介護の指導にかかわる専門的な研修を終了しているものを認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に加え1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している事</p> <p>③当該施設における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している事。</p>                                                                                                                       |
| 認知症行動・心理症状<br>緊急対応加算 | 429 円／日<br>【644 円／日】   | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、入所日から起算して7日を限度に算定する。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 認知症情報提供加算            | 751 円／回<br>【1,126 円／回】 | 過去に認知症の原因疾患に関する確定診断をうけていない、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者又はその家族の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関に紹介を行なった場合に、入所者1人につき入所期間中1回算定する。                                                                                                                                                                                      |
| 若年性認知症入所者<br>受入加算    | 258 円／日<br>【386 円／日】   | 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を決め、その者を中心に、当該者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)      | 所定単位数×<br>9.0%         | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士 30%以上を配置していること。(Ⅰロ)については令和8年度特例要件を満たすこと。                                                                                                                                                                                                                           |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)      | 所定単位数×<br>9.7%         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)      | 所定単位数×<br>8.6%         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)      | 所定単位数×<br>9.3%         | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が1人以上いること。(Ⅱロ)については令和8年度特例要件を満たすこと。                                                                                                                                                                                                                     |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)       | 所定単位数×<br>6.9%         | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)       | 所定単位数×<br>5.9%         | 介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                          |

## 17. 介護保険サービス費以外

### (1) その他の費用

| 項目        | 金額                     | 備考                                                                                                                    |
|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食費        | 2,190 円／日              | 食材料費・調理費用、設備機器等を相当分した金額です。<br>ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く食費の上限となります。                  |
| おやつ       | 50 円／日                 | おやつを希望された場合にお支払いいただきます。                                                                                               |
| 居住費       | ・ 1,755 円／日<br>(従来型個室) | 居住費は光熱水費等と室料相当の金額です。<br>ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く居住費の上限になります。                     |
|           | ・ 569 円／日<br>(多床室)     |                                                                                                                       |
| 特別な室料     | 4,400 円／日(特別室)         | 特別室、個室、2 人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。                                                                                   |
|           | 3,080 円／日(個室)          |                                                                                                                       |
|           | 1,760 円／日(2 人室)        |                                                                                                                       |
| 日用品費      | 156 円／日                | 利用者が選定する、レンタルタオル(バスタオル・フェイスタオル・おしぼり) ボディシャンプー、綿棒、ティッシュペーパーなど、施設でセット用意するものを希望しご利用いただく場合にお支払いいただきます。                    |
| 教養娯楽費     | 102 円／日                | レクリエーションで使用する(リハビリ訓練を除く)折り紙、模造紙、紙テープ、粘土等の材料や風船、塗り絵、クレヨン、色鉛筆、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用、各クラブ活動等、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。 |
| 理美容代      | 2,600 円／1 回            | カット                                                                                                                   |
|           | 3,000 円／1 回            | カット+顔剃り                                                                                                               |
|           | 7,600 円／1 回            | カット+パーマ・カット+カラーリング                                                                                                    |
| 業者洗濯代     | 550 円／1 回              | 1 ネット 2 k g まで(ドライクリーニングは別途料金)                                                                                        |
| T V レンタル代 | 130 円／1 日              | 個室以外の方はイヤホンをご用意下さい。                                                                                                   |
| 行事費       | 実費                     | 遠足や小旅行、買物ツアーや飲食ツアー、観劇や講師を招いて実施する行事・イベントの費用で参加・希望された場合に実費相当分お支払い頂きます。                                                  |
| 健康管理費     | 実費                     | インフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン等の費用で、接種を希望された場合にお支払い頂きます。                                                                        |
| 特別な食事     | 実費                     | 個人の希望により提供させていただく嗜好品になります。飲料・乳製品等を(指定)希望される場合お支払い頂きます。なお、詳細については、支援相談員にお問い合わせください(医師・管理栄養士と相談致します)                    |
| 文書料       | 実費                     | 診断書等の文書発行料など記入内容により異なります。その他(はがき・切手・宅配便送料など)は事務にお問い合わせ下さい。                                                            |
| 電話代       | 実費                     | 特別室・個室にある電話を使用した際にかかる通話料金です。                                                                                          |
| 売店購入費     | 実費                     | 売店での購入品。詳細は事務にてお問い合わせ下さい。                                                                                             |

「強化型老健」利用料概算（1 か月あたり・1 割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額他、基本加算項目合計額

| 部屋の種別\要介護度     | 要介護 1     | 要介護 2     | 要介護 3     | 要介護 4     | 要介護 5     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4 人部屋（ 0 円）    | 113,995 円 | 116,455 円 | 118,585 円 | 120,475 円 | 122,155 円 |
| 2 人部屋（1,760 円） | 166,795 円 | 169,245 円 | 171,385 円 | 173,275 円 | 174,955 円 |
| 個 室（3,080 円）   | 239,305 円 | 241,735 円 | 243,805 円 | 245,635 円 | 247,405 円 |

※3 階にご入所の方につきましては上記概算費用の 4 人部屋の金額に 1 カ月につき、2,460 円加算されます。（お部屋代はかかりません）

「強化型老健」利用料概算（1 か月あたり・2 割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額他、基本加算項目合計額

| 部屋の種別\要介護度     | 要介護 1     | 要介護 2     | 要介護 3     | 要介護 4     | 要介護 5     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4 人部屋（ 0 円）    | 143,448 円 | 148,338 円 | 152,628 円 | 156,378 円 | 159,768 円 |
| 2 人部屋（1,760 円） | 196,248 円 | 201,138 円 | 205,428 円 | 209,178 円 | 212,568 円 |
| 個 室（3,080 円）   | 266,088 円 | 270,918 円 | 275,088 円 | 278,748 円 | 282,288 円 |

※3 階にご入所の方につきましては上記概算費用の 4 人部屋の金額に 1 カ月につき、4,890 円加算されます。（お部屋代はかかりません）

「強化型老健」利用料概算（1 か月あたり・3 割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額他、基本加算項目合計額

| 部屋の種別\要介護度     | 要介護 1     | 要介護 2     | 要介護 3     | 要介護 4     | 要介護 5     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4 人部屋（ 0 円）    | 172,931 円 | 180,251 円 | 186,701 円 | 192,311 円 | 197,411 円 |
| 2 人部屋（1,760 円） | 225,731 円 | 233,051 円 | 239,501 円 | 245,111 円 | 250,211 円 |
| 個 室（3,080 円）   | 292,901 円 | 300,131 円 | 306,401 円 | 311,891 円 | 317,201 円 |

※3 階にご入所の方につきましては上記概算費用の 4 人部屋の金額に 1 カ月につき、7,350 円加算されます。（お部屋代はかかりません）

「加算型老健」利用料概算（1 か月あたり・1 割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額他、基本加算項目合計額

| 部屋の種別\要介護度     | 要介護 1     | 要介護 2     | 要介護 3     | 要介護 4     | 要介護 5     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4 人部屋（ 0 円）    | 111,475 円 | 113,095 円 | 115,195 円 | 116,905 円 | 118,525 円 |
| 2 人部屋（1,760 円） | 164,275 円 | 165,895 円 | 167,995 円 | 169,705 円 | 171,325 円 |
| 個 室（3,080 円）   | 237,025 円 | 238,495 円 | 240,595 円 | 242,365 円 | 243,955 円 |

※3 階にご入所の方につきましては上記概算費用の 4 人部屋の金額に 1 カ月につき、2,460 円加算されます。（お部屋代はかかりません）

「加算型老健」利用料概算（1 か月あたり・2 割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額他、基本加算項目合計額

| 部屋の種別\要介護度     | 要介護 1     | 要介護 2     | 要介護 3     | 要介護 4     | 要介護 5     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4 人部屋（ 0 円）    | 138,408 円 | 141,648 円 | 145,818 円 | 149,238 円 | 152,508 円 |
| 2 人部屋（1,760 円） | 191,208 円 | 194,448 円 | 198,618 円 | 202,038 円 | 205,308 円 |
| 個 室（3,080 円）   | 261,528 円 | 264,468 円 | 268,668 円 | 272,178 円 | 275,358 円 |

※3 階にご入所の方につきましては上記概算費用の 4 人部屋の金額に 1 カ月につき、4,890 円加算されます。（お部屋代はかかりません）

「加算型老健」利用料概算（1 か月あたり・3 割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額他、基本加算項目合計額

| 部屋の種別\要介護度     | 要介護 1     | 要介護 2     | 要介護 3     | 要介護 4     | 要介護 5     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4 人部屋（ 0 円）    | 165,371 円 | 170,201 円 | 176,471 円 | 181,601 円 | 186,521 円 |
| 2 人部屋（1,760 円） | 218,171 円 | 223,001 円 | 229,271 円 | 234,401 円 | 239,321 円 |
| 個 室（3,080 円）   | 286,031 円 | 286,471 円 | 296,741 円 | 302,051 円 | 306,791 円 |

※3 階にご入所の方につきましては上記概算費用の 4 人部屋の金額に 1 カ月につき、7,350 円加算されます。（お部屋代はかかりません）

## 18. 施設類型区分

介護老人保健施設は、「在宅復帰・在宅療養支援等指標」という数値や、以下の4つの要件を満たしているかによって5種類に分類されます。

|                        | 超強化型<br>老健 | 在宅強化型<br>老健 | 加算型<br>老健 | 基本型<br>老健 | その他型<br>老健   |
|------------------------|------------|-------------|-----------|-----------|--------------|
| ①退所時指導                 | 要件あり       | 要件あり        | 要件あり      | 要件あり      | いずれの要件も満たさない |
| ②リハビリテーション<br>マネジメント   | 要件あり       | 要件あり        | 要件あり      | 要件あり      | いずれの要件も満たさない |
| ③地域貢献活動                | 要件あり       | 要件あり        | 要件あり      | 要件なし      | いずれの要件も満たさない |
| ④充実したリハビリ              | 要件あり       | 要件あり        | 要件なし      | 要件なし      | いずれの要件も満たさない |
| 在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90) | 70 以上      | 60 以上       | 40 以上     | 20 以上     | いずれの要件も満たさない |

施設類型区分は、各要件や在宅復帰・在宅療養支援等指標により変動することがございます。

## 個人情報の利用目的

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設青葉の丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### « 介護老人保健施設内部での利用目的 »

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - － 入退所等の管理
  - － 会計・経理
  - － 事故等の報告
  - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### « 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的 »

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - － 平時から協力医療機関への病歴・健康状態等の情報共有（月 1 回の定期的な会議含む）
  - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - － 保険事務の委託
  - － 審査支払機関へのレセプトの提出
  - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### « 当施設の内部での利用に係る利用目的 »

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - － 当施設において行われる学生の実習への協力
  - － 当施設において行われる事例研究

#### « 他の事業者等への情報提供に係る利用目的 »

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - － 外部監査機関への情報提供

説明確認欄

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項及び利用料の計算方法、及び施設類型区分の変動について説明をし、交付しました。

(説明担当者) 施設名 介護老人保健施設 青葉の丘

説明担当者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり重要事項及び利用料の計算方法、及び施設類型区分の変動について説明及び交付を受けました。

(利用者) 氏名

住所

(保証人) 氏名

## 介護保険サービス費外（その他の費用）

### ① 食費／1日 2, 190円

ただし食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。おやつは別途50円／日お支払いいただきます。（希望者のみ）

### ② 居住費（療養室の利用費）／1日

- ・ 従来型個室 1, 755円
- ・ 多 床 室 569円

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払い頂く滞在費の上限になります。

### ③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日

- ・ 特別室 4, 400円
- ・ 個 室 3, 080円
- ・ 2人室 1, 760円

特別室、個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、上記室料については外泊時にも室料を頂くこととなります。

### ④ 日用品費／1日 156円

利用者が選定する、レンタルタオル（バスタオル・フェイスタオル・おしぼり）ボディシャンプー、綿棒、ティッシュペーパーなど、施設でセット用意するものを希望しご利用いただく場合にお支払い頂きます。

#### ※ 個別選択の場合

- ・ レンタルタオル     ／1日 136円  
（バスタオル・フェイスタオル・おしぼり）
- ・ ボディシャンプー   ／1日 2円
- ・ ハンドソープ       ／1日 5円
- ・ シャンプー         ／1日 1円
- ・ 綿棒               ／1日 4円
- ・ テッシュペーパー   ／1日 9円
- ・ ペーパータオル     ／1日 11円

※ 全て個人で用意される方は、費用はいただきません。

### ⑤ 教養娯楽費／1日 102円

クラブ活動、レクリエーションで使用する（リハビリ訓練を除く）、折り紙、模造紙、紙テープ、粘土等の材料や風船、塗り絵、クレヨン、色鉛筆、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものご利用いただく場合にお支払いいただきます。また当施設は音楽療法士やレクリエーション担当者による活動も行っています。

※ 希望されない場合は、費用はいただきません。

⑥ 理美容代／1回あたり(外部委託)

|              |            |
|--------------|------------|
| ・ カット        | 2, 6 0 0 円 |
| ・ カット＋顔剃り    | 3, 0 0 0 円 |
| ・ パーマ        | 5, 0 0 0 円 |
| ・ カラーリング     | 5, 0 0 0 円 |
| ・ カット＋パーマ    | 7, 6 0 0 円 |
| ・ カット＋カラーリング | 7, 6 0 0 円 |

※ ご希望により理美容を利用した場合にお支払いいただきます。

⑦ テレビレンタル代／1日 1 3 0 円

ご希望により設置いたします（認知専門棟入所者は要相談）

⑧ 私物洗濯代／1回 5 5 0 円(1衾2kgまで)

業者委託した場合の料金です。ドライクリーニングを利用する場合は別料金となります。

⑨ 電気代／1日 1 0 円

電気毛布・あんか等（60W まで）電化製品等持込の場合にお支払いいただきます。

⑩ 行事費／実費

遠足や買物ツアーや飲食ツアー、観劇や講師を招いて実施する行事・イベントの費用で、参加された場合に実費相当分をお支払いいただきます。

⑪ 健康管理費／実費

インフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン等の係る費用で、接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑫ 特別な食事／実費

ご利用者様個人の希望により提供させていただく嗜好品になります。飲料・乳製品等を(指定)希望される場合お支払いいただきます。なお、詳細については、支援相談員にお問い合わせ下さい。(医師・管理栄養士と相談させていただきます)

⑬ 文書料／実費

診断書等の文書発行料など記入内容により異なります。詳しくは支援相談員にご確認下さい。その他、(はがき・切手・宅急便送料など)は、事務にてお問い合わせ下さい。

⑭ 電話代／実費

特別室・個室にある電話を使用した際の通話料金となります。

⑮ 売店購入費／売店での購入品

シューズなど、施設売店にてお買い上げいただく商品です。